

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年8月29日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3253号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「特定年月日1の道路境界（自宅と公道）立会の境界確定図と署名押印した書類」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3253号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3253	令和5年11月6日	令和5年11月29日	令和5年12月1日	令和5年12月27日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3253	「特定年月日1の道路境界（自宅と公道）立会の境界確定図と署名押印した書類」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報不開示</p> <p>不存在</p> <p>（請求内容記載の事案について、請求者と行った協議は成立していないため、請求者が署名押印したとする書類は存在しない。</p> <p>そのため、特定年月日1の道路境界調査の立会い時に、若干の土地境界を修正した上で作成したとする境界確定図も存在しない。</p> <p>よって、当該開示請求に係る保有個人情報はいずれも取得・作成しておらず、保有していない。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
	<p>《境界調査に係る事務について》</p> <p>横浜市では、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号。以下「規則」という。）に基づき境界調査を実施している。境界調査には、横浜市が管理する道路、河川又は水路とこれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、当該隣接地の所有者と実施機関が立会いによる協議の上、境界を確定する境界明示と、境界が既に確定している場合に、当該隣接地の所有者と実施機関が立会いの上、資料図に基づき当該境界を確認する境界復元がある。</p> <p>境界明示において、協議が成立した際には、申請者及び立会いをした申請隣接地の所有者から承諾書を收受し、協議が整わない際は、境界明示立会協議不調通知書を通知することと定められている。</p> <p>また、境界復元において、確認を終えた際には、申請者及び立会いをした申請隣接地の所有者から確認書を收受することと定められている。一方、境界復元においては確認作業が整わない場合の定めはないため、その旨を伝える通知等は行っていない。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、保有個人情報開示請求書の記載から、特定地番（以下「本件土地」という。）に係る特定年月日1に行われた道路境界調査において、立会者の署名押印した書類及びその際に職員が修正して作成された境界調査図であると解される。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件土地の境界については、特定年月日4に境界調査が行われ、特定年月日5に境界点が確定している。また、特定年月日2には本件土地よりも西側の境界点が確定され、本件土地の境界線が確定している。これらは当時の道路敷境界査定図に記録されている。</p> <p>なお、特定年月日3に作成された道水路等境界明示図・復元図は、本件土地より東側の道路に係る境界調査の結果を示したものであり、本件土地は対象に含まれていない。</p> <p>(イ) 特定年月日1に審査請求人立会いの下で行った調査は、境界が既に確定しており、本件土地の境界石の入替えが目的であった。すなわち、境界復元のための立会いであった。</p> <p>審査請求人との確認作業が整わなかったため、確認書は收受していない。また、境界明示又は境界復元の立会いにおいて、協議又は確認作業が整わなかった場合、立会人が署名押印する書類はない。</p> <p>境界明示において協議が整わなかった場合は、規則に基づき境界明示立会協議不調通知書を送付するが、境界復元であるため、審査請求人に特段の通知書は送付していない。</p> <p>(ウ) 境界調査をする場合には、申請書のほかに公図や地積測量図等の資料の添付が必要となり、それにに基づき境界調査が行われるため、根拠となる資料がないにもかかわらずその場で図面の修正を行うことはなく、審査請求人が求めている修正した境界調査図は保有していない。</p> <p>(エ) よって、本件保有個人情報は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 審査請求人が特定年月日1時点では本件土地の境界点は確定していないと主張しているのに対し、実施機関は本件土地の境界については特定年月日1より前に確定していると主張する。そのため、当審査会において、上記ア(ア)の特定年月日5及び特定年月日2の道路敷境界査定図を確認したところ、前者の図面では境界点が、後者の図面では本件土地の境界が確定していることが確認された。また、特定年月日3の道水路等境界明示図・復元図を確認したところ、本件土地を対象にした境界調査に関するものではないことが確認された。</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>(イ) そのため、特定年月日 1 は境界復元のための立会いであり、確認作業が整わなかつたため、本件審査請求文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>(ウ) また、境界調査の申請については、規則第 3 条で、公図（写し）等を添付して申請書を添付しなければならないと規定されており、境界調査をするに当たっては一定の資料が必要であることを踏まえると、実施機関の上記ア(ウ)の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>(エ) したがって、上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件保有個人情報開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（開示請求に対する措置）

第82条（第1項省略）

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先	
市民局市民情報課長	平賀 国生 Tel 045-671-3881